相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市芸濃町北神山三四六番地、最後の住所三重県津市芸濃町椋本二一九七番地

被相続人　亡　駒田　周弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十七日

三重県津市栄町二丁目四六六番地

相続財産管理人　楠井　嘉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市今津西浜町一七番地、最後の住所奈良県生駒市俵口町二八五番地四

被相続人　亡　黒澤　功夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十七日

大阪府大阪市中央区平野町三丁目一番一〇号オーセンティック淀屋橋九〇三号

相続財産管理人弁護士　宗川　暢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市今津巽町六〇番地、最後の住所兵庫県西宮市甲子園九番町八番一八号

被相続人　亡　森本　良己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十七日

神戸市中央区東川崎町一丁目三番三号神戸ハーバーランドセンタービル一〇階神戸合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市国分寺町国分一〇七五番地、最後の住所香川県高松市国分寺町国分一一五七番地三

被相続人　亡　丸尾チヱ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十七日

香川県高松市古新町六―八　第三ミタケビル四階

相続財産管理人　弁護士　吉田　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県香南市赤岡町八番地二二、最後の住所高知県香南市赤岡町六九八番地一開明工業事務所内

被相続人　亡　小林　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十七日

高知市福井町一二三三番地ハイツ鹿持一〇一号室　溝淵勝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　溝淵　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県国頭郡東村字宮城四五九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　辺土名ウシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十七日

沖縄県国頭郡国頭村字奥間一五九番地

相続財産管理人　親川　栄

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年六月十七日

一、墳墓等所在地　徳島県板野郡藍住町矢上字西九九―一

二、墳墓等の名称　不詳

三、死亡者の本籍及び氏名　不詳

四、改葬を行おうとする者　徳島県板野郡矢上字西九九―三　鈴鹿ハヤロ

債権申出の公告（第一回）

当社は、平成十年二月十八日神戸地方裁判所にて破産決定がなされ、その後平成二十三年一月四日神戸地方裁判所により清算人が選任されました。この度残余財産が発生しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月十七日

神戸市中央区加納町二丁目六番二〇号

株式会社鱧家

清算人　伊元　啓

（連絡先）清算人事務所　神戸市中央区京町七九番地日本ビル四〇五号

矢野・大西総合法律事務所

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社神戸医療事務センター　株式会社神戸医療事務センター　兵庫県姫路市豊沢町一五六

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年六月十七日

兵庫県姫路市豊沢町一五六

株式会社神戸医療事務センター

代表取締役　村上　まき

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 23 年６月 17 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ハウスコム株式会社　②国土交通大臣(3)6094　③代表取締役　多田春彦　④東京都港区港南二丁目16番１号　廃止した従たる事務所　福岡県福岡市博多区博多駅前３―27―18福岡スタイルビル１階　愛知県名古屋市昭和区御器所通３―20ＳＴプラザＥＡＳＴ１階　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番１号　ハウスコム株式会社　代表取締役　多田春彦

①中部スターツ株式会社　②愛知県知事(1)21427　③代表取締役　関戸博高　④愛知県名古屋市千種区池下一丁目９番２号　⑤500万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市中区栄４丁目２番29号　中部スターツ株式会社　代表取締役　関戸博高

①和田測量登記事務所　②大阪府知事(3)47041　③和田直記　④大阪府河内長野市西之山町11番16号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府河内長野市西之山町11番16号　和田測量登記事務所　和田直記